

西条市農業委員会 令和7年度 第7回総会 議事録

1. 日 時 令和7年10月6日(月) 午後2時00分から午後2時40分まで

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 22名 欠席者 2名 出席率 91.7%
推進委員 出席者 20名 欠席者 10名 出席率 66.7%

○農業委員出席者氏名

会 長	8番	加藤 茂					
会長代理	23番	真鍋 美鈴					
委 員	1番	越智 一志	10番	篠森 均	19番	徳永 耕治	
	2番	明比 典正	11番	真鍋 覚	21番	余吾 秀利	
	3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	22番	岡田 貴洋	
	4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	24番	宇野 嘉秀	
	5番	白木あゆみ	15番	武田 喜義			
	6番	藤田 孝明	16番	曾我部英樹			
	7番	近藤 明弘	17番	武田 安博			
	9番	長谷川孝師	18番	山内ふさえ			

○欠席者氏名

14番 武田 弘文 20番 宇佐美好正

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	近藤 仁志	23番	黒河 祐二	
	2番	一色 信之	14番	中川 英隆	24番	渡部 靖	
	3番	加藤 武司	15番	武田 義臣	26番	佐伯 静雄	
	5番	伊藤 龍二	16番	山田 好一	29番	小倉 謙治	
	6番	伊藤 正夫	17番	垂水 久明			
	7番	日野 哲也	19番	菅 辰郎			
	8番	宮武 恭宏	20番	高木 秀昭			
	10番	安藤 英利	22番	佐山 林壺			

○欠席者氏名

4番	高橋 滝雄	9番	岡本 省三	12番	眞田 克彦	13番	平木 克彦
18番	楠窪 和彦	21番	高橋 寿夫	25番	佐伯 保親	27番	玉井 隆志
28番	桑原 俊樹	30番	日野 貴文				

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について

議案第5号 農地を転用しての太陽光パネルの設置における市独自規制の創設に関する要望について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局及びその他の職員

○農業委員会事務局

事務局長 渡邊賢一郎 西部分室長 近藤公一

事務局担当次長 橋田勇作 事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局 皆さまこんにちは。定刻が参りましたので、ただ今から令和7年度第6回総会を開催いたします。

皆さま、ご起立をお願いいたします。一同「礼」。ご着席ください。はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。

会長 【会長挨拶】

事務局 ありがとうございました。

それでは議事に入らせていただきます。議事の進行は、農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっております。加藤会長、よろしくをお願いいたします。

【会長、議長席に着く】

議長 会則に従いまして議長を務めさせていただきます。これより先は着座にて進行しますので、よろしく慎重審議をお願いいたします。

それでは、ただ今より令和7年度第7回西条市農業委員会総会を開会いたします。

【議事録署名人及び書記の指名】

議長 まず、議事録署名人の指名を私の方からさせていただきます。武方謙一委員、鈴木伸二委員の両委員をお願いいたします。

本日欠席届が出ておりますのでご報告をしておきます。農業委員からは14番 武田弘文委員、20番 宇佐美好正委員、農地利用適化

推進委員からは、4番 高橋滝雄委員、9番 岡本省三委員、12番 眞田克彦委員、13番 平木克彦委員、18番 楠窪和彦委員、21番 高橋寿夫委員、25番 佐伯保親委員、27番 玉井隆志委員、28番 桑原俊樹委員、30番 日野貴文委員さんから出ておりますのでご報告をいたします。

ただ今の出席農業委員数は、22名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことをご報告いたします。

書記については、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議長 まず農地法第3条関係、議案書につきましては3ページになります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、議案内容について事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の渡邊でございます。よろしくお願いをいたします。それでは失礼しまして、着座にてご説明させていただきます。議案書4ページをご覧ください。

104号は、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

105号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

106号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

107号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

108号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書5ページをご覧ください。

109号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

110号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

111号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

112号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から現在利用

権設定により借受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

113号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から現在利用権設定により借受けている農地について、所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上10件、ご審議よろしく願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、104号、105号、106号及び108号については新規就農であり、いずれも自家消費用の作物の栽培を目的としたものであり、面接は行っておりませんので、事務局より報告をいたします。

事務局 失礼します。

104号の譲受人である 〇〇、〇〇夫妻ですが、市内の小中学校にて学校事務、教員をしております。申請地の隣地に5条転用にて自宅を建築予定であり、残った申請地部分の農地を取得して、自家消費野菜を耕作したいとのことで今回の申請となっております。

105号、106号の譲受人である 〇〇氏ですが、現在は〇〇に居住しており、〇〇の伯母宅にて自営業を営んでおります。申請地の隣地に伯母所有の梅畑があり、受人と伯母で管理、耕作しておりますが、梅畑が奥まった場所にあるため進入路がなく、申請地を横断して梅畑に入っているとのことであります。今回、申請地を購入する機会ができ、梅畑と一体利用することにより、梅畑への進入路問題の解決と、自家消費用のネギ、ニンニク、季節野菜などを耕作したいとのことであります。

108号の譲受人である 〇〇氏ですが、〇〇にて自営業を営んでおります。今回、農地付きの住宅を購入することとなり、その農地部分〇〇平米の申請であります。主に、アボカド、シキビなどの耕作を予定しているとのことであります。

なお、こちらの4件につきましては、規模拡大の予定はないとのことであり、農地は農地として管理するよう確約させその旨の誓約書の提出も受けております。以上です。よろしく願いします。

以上です。よろしく願いします。

議長 ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がございました10件ですが、まず104号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

地区委員	<p>104号 問題ありません。</p> <p>105号 問題ありません。</p> <p>106号 水路の件がありますが、今回は特に問題ありません。</p> <p>107号 問題ありません。</p> <p>108号 問題ありません。</p> <p>109号 問題ありません。</p> <p>110号 問題ありません。</p> <p>111号 問題ありません。</p> <p>112号 問題ありません。</p> <p>113号 問題ありません。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>地元の委員さんの方からも問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんでしょうか。</p>
委員一同	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>「異議なし」ということですので、以上10件を原案どおり許可することといたします。</p>
<p><u>農地法第5条関係</u></p>	
議 長	<p>つづきまして農地法第5条関係、議案書につきましては6ページになります。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。</p> <p>まず、61号について審議いたします。</p> <p>本件について、〇〇委員は、当事者本人であり、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。</p> <p style="text-align: center; padding: 10px 0;">(〇〇 委員 退室)</p>
議 長	<p>それでは、議案内容について事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>議案書7ページをお願いいたします。</p> <p>61号は、〇〇の 〇〇氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。</p> <p>以上1件、ご審議よろしくをお願いいたします。</p>

議 長 ありがとうございます。
ただ今事務局から説明がありました1件であります。本案件について、地元委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

地区委員 61号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかにこの件に関し、ご意見、ご異議等はございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。
「異議なし」ということありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。
以上で、〇〇委員に関する案件は終了いたしましたので、入場を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇 委員 着席)

議 長 それでは審議を再開いたします。残りの11件について、事務局から説明いたします。

事務局 引き続き議案書7ページをお願いいたします。
62号は、〇〇の 〇〇氏が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、プレハブ倉庫の設置、資材置場等へ転用しようとする申請でございます。
本件は是正案件であり、申請地の一部には既に土砂が入れられ、譲受人が営む土木事業に使用する車両や資材等の置場所として使用されております。譲渡人からは農地法の知識がなく無注意であったとのこと、また、譲受人からは次第に資材等が増え、いけないこととわかっていたが仮置き場として使用してしまったとのことであり、「今後はこのようなことがないよう努めます」との始末書が提出されております。
63号は、〇〇の 〇〇氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。
64号は、〇〇の 〇〇氏ほか〇名が、〇〇の 〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地は昭和47年から譲渡人が居住する住宅の敷地の一部として使用され現在に至ります。このたび住宅を建替えることとなり、専門家に調査を依頼したところ違反転用であることが判明しました。譲渡人は深く反省し、「今後は農地法をはじめとする関係法令を十分理解し、いかなる場合も適切な手続きを踏んだうえで行動します」との誓約書が提出されております。

65号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏ほか〇名から所有権移転を受け、露天駐車場及び露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

66号は、〇〇の株式会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、分譲地7区画を造成しようとする申請でございます。

議案書8ページをお願いいたします。

67号は、〇〇の有限会社〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、分譲地2区画を造成しようとする申請でございます。

68号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、倉庫を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地は既に造成され農業用倉庫が建築されておりますが、これは譲渡人の亡き父親が昭和48年頃に行ったもので、譲渡人は本年になり相続するまで違反転用であることを知らなかったとのことではありますが、当該事実を重く受け止め、「今後このようなことのないよう万全の注意を払います」との始末書が提出されております。

69号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権の設定を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

70号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

71号は、〇〇の〇〇合同会社が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を設置しようとする申請でございます。

72号は、〇〇の〇〇株式会社が、〇〇の〇〇農業協同組合から貸借権の設定を受け、同農協本所建築工事の現場事務所として令和8年6月30日まで一時転用しようとする申請でございます。

以上11件、ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました11件について、62号から順次、地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしくをお願いいたします。

地区委員 62号、63号 問題ありません。

64号 問題ありません。

65号 問題ありません。

66号、67号、68号 問題ありません。

69号 問題ありません。

70号 問題ありません。

71号は話が進んでいるみたいなんですけど、ご近所の方からはまあまあ苦情があるみたいです。もう仕方がないということで、条件をいっぱい伝えて了承をしましたというご近所の意見も聞いております。皆さんからは仕方がないですねという話を聞いてきました。

72号 問題ありません。

議長 先ほど地元の委員さんから指摘がありましたが、71号について事務局、補足でもあればどうでしょうか。

事務局 失礼いたします。補足は特にないんですけれども、場所は〇〇小学校の少し東側になりますけれど、道路に面したちょっと勾配のある農地であったかと思えます。以前議論がありました〇〇の農地のようなきれいなほ場であることはないんですけれど、南側の道路に面した農地でありましてちょっと面積も広いんですけれど、第2種農地、位置的にその他のところで選定してなければ、許可ということで認めざるを得ないかと。その他添付しなければならない書類などはきちんとそろってましたので、こちらとしましては止めようがないかなと。地元からのご意見というのはどうやら地元の方でいろいろと条件を付けて解決していただけているかと考えておりますので、そのことについてはこちらから言えることではないかと思えます。よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。

事務局からも補足説明がありましたが、太陽光に関しては今まで案件も出てきましたが、皆さんもご存じのとおり我々が阻止できる部分としたら限られた部分になりますので、中々難しい点もありますが、対処できる部分は対処していきたいと思えますが、我々の立場からしたら難しいというのが現状でありますので、その辺りご理解をお願いしたいと思います。大変ありがとうございました。これら11件の案件につきましては地元の委員さんからは問題ないということですが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上11件を原案どおり

承認することとし、知事に進達をいたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願

議長 それでは続きまして、議案書9ページ、議案第3号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願について、を議題といたします。

まず議案内容について、事務局から説明をいたします。

事務局 それでは10ページからになります。

こちらにつきましては、相続税の納税猶予を受けている者が、特例の適用を継続して受けるためには、租税特別措置法第70条の6第32項の規定によりまして3年ごとに税務署への届出を行う必要があり、その際、適用を受ける農地において、農業経営を引き続き行っているかどうかの証明を添付することとなっているため、証明願の提出がなされたものでございます。

9号は、特例の適用を受けた農地は○筆で、申請人によりますと、○○の農地○筆は3年ほど前から作付けは行っていないとのことでありますが、除草などによる保全管理が行われております。また、○の農地○筆につきましては、水稻が栽培されており、農業経営が行われていることを確認いたしております。

10号は、特例の適用を受けた農地は○筆で、現在いずれの農地も作付けはされておらず、すき込まれた状態ではありますが、申請人によりますと、これら全ての農地で水稻を栽培し、既に収穫を終えているとのことであり、農業経営が行われていることを確認いたしております。

議案書11ページ及び12ページをお願いいたします。

11号は、特例の適用を受けた農地は○筆で、いずれも水稻が栽培されており農業経営が行われていることを確認いたしております。

12号は、特例の適用を受けた農地は○筆で、○○の農地○筆につきましては、保全管理が行われており、これ以外の農地○筆につきましては、いずれも水稻が栽培されており、農業経営が行われていることを確認いたしております。

以上4件、ご審議よろしくお願いをいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました4件ではありますが、審議の前にまず地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いをいたします。

地区委員	9号 問題ありません。 10号 問題ありません。 11号 問題ありません。 12号 問題ありません。
議長	ありがとうございました。 4件いずれも地元委員さんからは問題ないということですが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。
一色達夫委員	(一色達夫委員挙手)
議長	はい、一色さん。
一色達夫委員	確認なんですが、納税猶予を受けた農地については利用権設定には制約があると聞いていたんですが、今はどんな状況なんですかねえ。
事務局	失礼いたします。 法改正以前は、自分が耕作をしなければならない、ただし自分で20年間ちきんと管理をしていただければ、相続税が免除されるという制度でございました。法改正後、現在につきましては、利用権設定であったり3条、いわゆる正規の手続きを踏んで貸し借りをした場合は、猶予は継続されます。その法改正の際に20年といった縛りがなくなりまして、次の相続が発生するまで、いわゆる相続人が亡くなるまでをずっとしなければならない、ただし、以前は貸してはいけなかったものが、正規の手続きをすることであれば貸してもいいよということになりました。旧制度のときに納税猶予の適用を受けた方が20年経たないうちに利用権設定や3条で貸された場合は、新制度が適用されますので、(猶予期間は) 次の相続が発生するまでに変わってしまうということにはなっております。
議長	一色さん、これでかまいませんか。
一色達夫委員	わかりました。
議長	ほかに、何かございませんか。
委員一同	異議なし。
議長	ありがとうございます。 「異議なし」ということでありますので、以上4件を原案どおり承

認することといたします。

農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定

議長 次に、議案書につきましては13ページ、議案第4号、農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書14ページをお願いいたします。
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、耕作に供すべき農用地の全てを効率的に利用し、耕作に必要な農作業に常時従事しているかなど、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号の要件を満たしていることをご報告いたします。詳細につきましては、議案書15ページから31ページとなっております。

このたび意見照会のありました農用地利用集積等促進計画（案）のうち、権利設定の件数は、52件、面積は26万4,292平米、所有権移転の件数は、4件、面積は、9,650平米となっております。以上となります。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
議案書24ページの整理番号33号の借受人は新規就農者であり、面接を行っていただいておりますので、地区委員から報告をしていただきたいと思っております。
武田安博委員さん、よろしく願いをいたします。

武田安博委員 報告いたします。今回の新規就農希望者につきまして9月22日に丹原サービスセンターにおいて面接を行いました。面接は、高橋委員及び、私、武田が行いました。当案件の申請人は〇〇の〇〇氏、〇〇歳であります。

今回、〇〇および〇〇の農地〇〇平米を中間管理機構を通じて借り受け就農する予定です。栽培する作物はお米です。本人は3年前に未経験の状態から稲作を経験し、作付けから収穫までを自ら行ったことに感銘を受け、就農を志すようになったとのこと。今後につきましては、周辺の高齢化により増えている耕作放棄地も借り受け、管理、営農を行っていききたいとのことであり、最終的には6町程度まで農地を拡大していきたいとのことでありました。

面接では、農業委員として西条市での営農や管理について指導を行い面接を終了いたしました。機械等の設備につきましては、既に親

より譲受しており、必要な設備は備えておりました。今回、〇〇氏の就農については特に問題ないと判断いたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

武田安博委員さんをはじめ面接に携わっていただきました委員のみなさん、大変お忙しい中、お世話になりました。

先ほど事務局より一括して説明がありましたが、この件に関しまして何かご意見、ご異議等ございませんでしょうか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

太陽光パネルの設置における市独自規制の創設

議長 次に、太陽光パネルの設置における市独自規制の創設について、以前越智委員から意見のありました案件で、先般の幹事会にて要望案が決まりましたので、上程をさせていただきたいと思っております。

議案書につきましては32ページ、議案第5号、農地を転用しての太陽光パネルの設置における市独自規制の創設に関する要望について、を議題といたします。

議案内容について、事務局から説明いたします。

事務局 議案書33ページ、34ページをお願いいたします。

先ほど会長の方からもありましたし、山内委員さんからもタイムリーにあったんですが、令和7年度第5回総会時等におきまして、越智委員からの意見を受け、幹事会で協議させていただいた結果、西条市長に対し、農地を転用して太陽光パネルを設置する際に、農地法では規制の難しい事項について、市の独自規制を創設するよう要望するものでございます。

事前に資料をお送りさせていただいておりますので、34ページの(1)(2)の部分の要約のみの説明とさせていただきます。

(1)の方が、農地法で規制できない青地であったり、1種農地の一定規模の集約が見込める優良農地であったり、基幹的農地については太陽光パネルの設置を原則制限すること、やむを得ず転用しようとする場合には関係機関の同意を得ること、を記載させていただいてお

ります。(2)につきましては、地域の影響を加味するという事で、太陽光パネル設置の際は、申請時に転用後の土壌、水質、景観等への影響について、周辺の地権者、住民に対し事業の詳細な説明を行うとともに、一定以上の同意を得ること、この2点の規制を設けるよう要望する内容となっております。

以上でございます。ご審議よろしくお願いをいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました内容であります。よろしくご審議をお願いしたいと思います。委員の皆さん、ご意見等ございませんか。

徳増靖記委員 議長、よろしいでしょうか。

議 長 はい、徳増さん。

徳増靖記委員 2点ほどお聞きしたいんですが。

今回農業委員会から市の方に要望を出すということなんですけど、他市の状況について、他市の農業委員会からこういったことはやっているのかどうか、事例等はあるのかどうかというのが1点。二つ目ですけれど、具体的にどんな形でこの要望ができてくるのか、要望ですからその先はどうなるのかわかりませんが、市の方で検討して条例にするのか、規則にするのか、また、どこの課が担当になるのかわかるのであれば教えていただきたいのですが。

議 長 先ほどの徳増委員からの質問について、局長の方から説明をお願いします。

事務局長 今手持ちの資料がないのではっきりとは言えないんですが、農業委員会の方から市へこのような要望をしたということは聞き及んでおりません。ただ南予の方、大洲や宇和島、西予市だったと思いますが、規則又は条例でこのようなことを規制している市町は県内にいくつかございます。それは聞き及んでおります。それと市の担当につきましては環境政策課が担当部署になりますので、まず環境部の方へ提出させていただきまして、その後の回答をいただくこととしております。

以上でございます。

議 長 徳増委員さん、かまいませんか。

徳増靖記委員	はい。
議 長	ほかにこの件に関しまして、ご質問、ご意見はございませんか。
越智一志委員	(越智一志委員挙手)
議 長	はい、越智委員。
越智一志委員	第5回総会で要望しまして、この短期間で会長さん、幹事さん、事務局の方、このようなすばらしい案を作っていただきましてどうもありがとうございました。一言だけお礼を言わせていただきました。
議 長	ありがとうございます。 ほかに、ご意見、質問等ございませんか。
委員一同	異議なし。
議 長	それでは「異議なし」ということですので、以上、原案どおり決定し市長に要望することといたしたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。
	<u>報告承認案件</u>
議 長	それでは最後になりますが、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。
事務局	それでは、ご報告をさせていただきます。 令和7年7月18日から、令和7年9月12日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を28件受理するとともに、農地バンク農地登録を2件行っております。 以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 ただ今事務局より報告がありましたが、何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。
委員一同	異議なし。
議 長	ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、報告承認案件を終了いたします。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了いたしました。この際、委員の皆さんの方から何かご意見等がございましたらお受けしますが、ございませんか。

一色達夫委員 はい、議長。

議長 一色委員。

一色達夫委員 何日か前なんですけどね、中間管理機構を通して利用権を設定した農地について、固定資産税を半減しますという制度があると、その制度を適用していない農業委員会があると報道されているんですけど、西条市の場合はどんな状況なんでしょうか。

事務局 西条市につきましては、確認したところ問題なしと聞いております。

議長 かまいませんか。

一色達夫委員 はい。

議長 ほかに質問、ご意見等はありませんか。

近藤明弘委員 すいません。

議長 はい、近藤さん

近藤明弘委員 9月28日付けの愛媛新聞に今の固定資産税のことが載ってたんですけど、よくわからなかったんですけど、貸し手が貸した分（農地）についての固定資産税が減額されるということによろしいんでしょうか。

事務局 すいません、中間管理機構については担当が農水振興課になりますのでもしかしたら若干違っているかもしれませんが、自作地一反分を除いた全ての農地を貸された場合に、確か10年以上といった縛りがあったかと思うんですけど、その場合は軽減の対象となるということじゃないのかなあと思っております。農水振興課の方で確認をさせていただければと思うんですが、私の記憶ではそういう制度だったかと思っております。

以上でございます。

議長 農水振興課の方で確認して来月の総会で報告させていただいたら
と思いますが、近藤さん、それでかまいませんか。

近藤明弘委員 はい。

議長 ほかにご意見、ご異議、質問等はありませんか。

(意見なし)

議長 ないようでございますので、今月の総会はこれにて閉会したいと思います。
慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	原案承認
議案第4号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地を転用しての太陽光パネルの設置における市独自規制の創設に関する要望について	原案承認
報告事項	報告承認案件(農地法第18条6項に係る通知等)	原案承認

9. 閉会の日時

令和7年10月6日 午後2時40分